

新潟県畜産経営安定等緊急対策事業実施要領

公益社団法人新潟県畜産協会（以下「協会」という。）は、畜産経営の安定を図るために次の事業を実施することとし、その実施に当たっては、この実施要領の定めるところによるものとする。

第1 事業の内容

この事業は、第2に定める事業の発動となったときに、畜産生産者、農業協同組合及び全国農業協同組合連合会新潟県本部等が家畜の生産及び家畜畜産物の流通等において生じた損失並びに緊急を要する畜産振興対策に対して助成基準に応じた助成金の交付を行う。

第2 事業の発動

1 畜産経営安定対策委員会の設置

協会は、別に定める関係機関及び畜産関係団体で構成する畜産経営安定対策委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次項に定める事態が発生し、その対応について公益社団法人新潟県畜産協会長（以下「会長」という。）若しくは委員会の委員が必要と判断されるときは委員会を開催し、事業の内容、実施期間及び助成基準等に係る意見を徴することとする。

2 事業の発動要件

次の事態が発生し、国、県及び独立行政法人農畜産業振興機構等がその対策について、事業を実施するまでの補完的な範囲とする。

- (1) 国内において家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病等が発生したとき。
- (2) 公共的な家畜関連施設に事故等が発生し、家畜畜産物の処理・流通に著しい支障を来たしたとき。
- (3) 地震等の自然災害の発生により、畜産関係施設に被害が生じ、家畜の生産・流通に著しい支障を来たしたとき。
- (4) 新技術の普及定着等、緊急に事業を実施することにより円滑な畜産振興が見込まれるとき。

3 事業の発動

会長は、委員会の意見を参考に次項の基金の範囲内において事業の発動を決定するとともに、次期開催の理事会において状況を報告するものとする。

4 事業の発動通知

会長は、事業の発動を決定したときは遅滞なく関係会員等に通知するものとする。

第3 畜産経営安定基金の造成及び管理運用

1 畜産経営安定基金の造成

協会は、長期平均払補給金及び価格差補てん金交付事業の終了時における残余財産を繰入れ、もって畜産経営安定基金を造成するものとし、その運用から生じた果実は基金に繰り入れるものとする。

2 畜産経営安定基金の区分経理

協会は、経営安定基金を他の勘定と区分して経理するものとする。

3 畜産経営安定基金の取崩

協会は、第2の事業を発動し助成金を交付する場合を除き、畜産経営安定基金を取り崩してはならない。

ただし、畜産経営安定基金の運用により生ずる果実に相当する範囲内で、協会がこの事業の運営費に充てる場合は、この限りでない。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成

第2の(3)に該当する事業を実施しようとするものは、会長が別に定める期日までに畜産経営安定等緊急対策事業実施計画書(別紙様式第1号)作成し、会長の承認を受けるものとする。

第5 助成金の申請手続

1 助成金の取りまとめ

(1) 事業申請者が畜産生産者に係るものにあつては、農業協同組合又は全国農業協同組合連合会新潟本部が傘下の生産者分を取りまとめ協会に交付申請を行う。

(2) 事業申請者が団体に係るものにあつては、当該団体が協会に交付申請を行う。

2 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする農業協同組合等の団体は、会長が別に定める期日までに畜産経営安定等緊急対策事業助成金請求書(別紙様式第2号)を会長に提出するものとする。

第6 助成金の交付

協会は、申請者から提出された助成金請求書を審査の上、速やかに申請者に助成金を交付するものとする。

第7 助成金の不交付または返還

協会は、助成先が次の各号の一に該当する場合には助成先に対して助成金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 第5の1の(1)規定により取りまとめを行った団体が対象者に助成金を交付せず、または交付すべき額を交付しなかったとき。
- (2) 第5の2の請求書に虚偽又は過失によって不実の記載をしたとき。
- (3) 第8の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、または故意もしくは重大な過失によって不実の報告をしたとき。

第8 事業実施状況の聴取等

会長は、この実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて助成先に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第9 その他

- (1) この実施要領の改廃は、理事会で定める。
- (2) 会長は、この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができる。

附 則

- 1 経済農業協同組合連合会にあっては、平成13年4月1日以降は全国農業協同組合連合会新潟県本部と読み替えるものとする。
- 2 この実施要領は、平成12年12月21日から施行する。
- 3 この要領の改正は、理事会の決議のあった日（平成23年5月11日）から施行する。

畜産経営安定等緊急対策事業実施計画書

番 号
年 月 日

公益社団法人 新潟県畜産協会長 様

所 在 地

団 体 名 称

代 表 者 氏 名

印

このたび、新潟県畜産経営安定等緊急対策事業を実施したいので承認されたく、新潟県畜産経営安定等緊急対策事業実施要領第4の1の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の内容

2. 事業費の算出根拠

3. 事業実施期間

※ 具体的に記載のこと。

4. 添付書類

(協会が必要とする書類)

畜産経営安定等緊急対策事業助成金請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人 新潟県畜産協会長 様

所 在 地

団 体 名 称

代 表 者 氏 名

印

年 月 日付け公新畜協第 号により発動の指示があったこと
について、 円の助成金の交付を願いたく、新潟県畜産経営安定対
策事業実施要領第5の2の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

区 分	助成金請求額			備考
	員 数	単 価	助 成 金 額	
計				

- (注) 1. 積算根拠を明確に記載のこと。
2. 積算に係る証拠書類を添付のこと。